

平成30年度第2回審議会後の修正の概要

テーマ	場所	意見
1 国内外の人権尊重の潮流 (P.1～P.2)	P.1	・世界的な動きと言うことなら、SDGsへの言及もあった方がよいのではないか。
	P.2	・改正児童福祉法にみる子どもの権利のことも入れては。
	P.2	・大阪府人権尊重の社会づくり条例について、府の動きを追記しては。
2 岸和田市におけるこれまでの取り組み (P.2～P.3)	P.2	・人権擁護都市宣言をした経過を入れては。
	P.3	・方針やプランの施行年の修正が必要では。
3 基本理念 (P.3～P.4)	P.4	・「権利の行使に伴う責任を自覚し、」は不要では。
	P.4	・「命と財産」の表現に違和感。大きく言えば、幸福追求＝権利＝市民の安心・安全を守る ということになるのでは。
4 私の人権 (P.4～P.5)	P.4	・「好きな勉強をする」の注に、第26条教育を受ける権利と教育を受けさせる義務を記載すべきでは。
	P.4	・「愛する人と結婚する」は、結婚しないことを選択もできることを記載すべきでは。
	P.5	・「誰にも邪魔されない」は不当に制限されないということでは。
	P.5	・「自分らしく生きる。」は不要では。
	P.5	・「自由と権利」が人権ではないのでは。
5 人権施策の基本方向 (P.5～P.8)	P.5	・人権啓発と教育の推進の部分に、全ての人は権利の主体という権利学習の必要性、市民の自発性、行政とのパートナーシップについて記載すべきでは。
	P.5 (1)	・3つの啓発事業について、詳細に記載すべきでは。
	P.6 (2)	・権利の主体について記載すべきでは。
	P.6 (2)	・地域コミュニティづくりについて、記載が必要では。
	P.7 (3)	・人権擁護委員以外に、市内のNPOや民間団体との連携で相談をひろっていく仕組みがつかれないか。
	P.8 (1)	・DVの注が必要では。
	P.8 ④	・「働きかけを進める」をより積極的に記載すべきでは。
1 女性の人権 (P.9～P.10)	P.9	・男女は対等という文言を記載すべきでは。 ・男性の長時間労働に伴う女性の家事負担について記載すべきでは。
	P.10	・DV加害を支えているものへの視点を記載すべきでは。
2 子どもの人権 (P.11～P.12)	P.11	・「無戸籍の子ども」への対応を記載すべきでは。
	P.11	・「～の必要があります」が多いが、具体的なことを書くべきでは。
	P.12 箱の中	・いじめ問題の対応を具体的に記載すべきでは。

テーマ	場所	意見
3 高齢者の人権 (P.12～P.13)	P.13	・権利の侵害の記載が弱い。人権の視点で記載すべきでは。
4 障害者の人権 (P.13～P.16)	P.14	・合理的配慮の注と詳しい内容を記載すべきでは。
	P.14	・障害者差別の相談窓口の周知の取り組みを記載すべきでは。
	P.14	・障害者差別解消の府条例も記載すべきでは。
	P.15	・施設コンフリクトについて、補足が必要では。
	P.15	・優生思想について。相模原事件を入れるのであれば、障害者の不妊・墮胎手術についても触れるべきでは。
	P.16 箱の中	・共生をめざした啓発の補足が必要では。
	P.16 箱の中	・障害者虐待防止センター設置後の変化を書くべきでは。
5 同和問題 (P.16～P.18)	P.16 箱の中	・ヘルプマークの注をつけるとわかりやすいのでは。
	P.17	・寝た子を起こすな論と部落分散論を整理して記載すべきでは。
	P.18 箱の中	・同和地区の有無と同和問題の有無の関係を補足すべきでは。
6 外国人の人権 (P.18～P.19)	P.19	・ニューカマーの注が必要では。
	P.19	・方針を具体的に書くべきでは。
	P.19 箱の中	・実績を具体的に書くべきでは。
7 HIVやウイルス性肝炎など感染症に対する偏見や差別 (P.20)	P.20	・病名や病気の原因を正しく記載すべきでは。
9 刑を終えて出所した人の人権 (P.21～P.22)	P.22	・触法障害者や累犯障害者について記載すべきでは。
12 北朝鮮当局による人権侵害問題 (P.24～P.25)	P.24	・具体的な名称を出していいのか。
14 性的マイノリティの人権 (P.26～P.28)	P.27	・T(トランスジェンダー)の記載の修正が必要では。
	P.27	・教育について、補足する必要があるのでは。
17 様々な人権問題 (P.31～)	P.31	・自死と自死遺族について記載すべきでは。
7 推進体制 (P.15～P.16)	P.16	・社会福祉協議会などの団体との連携を記載すべきでは。